

【第27期東京都自然環境保全審議会委員名簿】

資料 1

(敬称略)

所属	氏名	役職等
委 員	荒 井 歩	東京農業大学教授
	石 井 信 夫	東京女子大学名誉教授
	板 寺 一 洋	元神奈川県温泉地学研究所所長
	一 ノ 瀬 友 博	慶應義塾大学環境情報学部長・教授
	入 交 眞 巳	(公社)東京都獣医師会理事 東京農工大学ワンウェルフェア高等研究所特任准教授
	神 山 智 美	富山大学教授
	木 川 田 喜 一	上智大学教授
	窪 田 ひ ろ み	(一財)電力中央研究所上席研究員
	小 柳 知 代	東京学芸大学准教授
	下 村 彰 男	(一財)自然公園財団理事長
	高 田 ま ゆ ら	中央大学教授
	田 尻 浩 伸	(公財)日本野鳥の会自然保護室室長
	布 山 裕 一	流通経済大学講師
	山 崎 晃 司	茨城県自然博物館館長
	山 崎 靖 代	東京都森林組合副組合長
	寺 前 も も こ	東京都議会議員
	伊 藤 し ょ う こ う	東京都議会議員
	風 間 ゆ た か	東京都議会議員
	北 口 つ よ し	東京都議会議員
	田 中 と も 子	東京都議会議員
	保 坂 展 人	世田谷区長
	小 林 洋 子	小平市長
	吉 本 昂 二	檜原村長
	齋 藤 弘 味	都民委員
	芳 賀 勲	都民委員
	松 井 菊 子	都民委員
	山 本 麻 世	都民委員
臨 時 委 員	相 原 宏 次	(一社)東京都農業会議参与・農業振興対策本部長
	伊 東 正 博	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合常務理事
	伊 野 弘 明	多摩商工会議所会頭
	片 岡 友 美	認定NP0法人生態工房理事長
	上 條 隆 志	筑波大学教授
	小 林 達 明	千葉大学名誉教授
	佐 伯 い く 代	大阪大学准教授
	須 田 真 一	東京大学総合研究博物館研究事業協力者
	竹 下 祐 二	岡山大学特命教授(研究)
	田 島 夏 与	立教大学教授
	中 島 慶 二	(公財)日本鳥類保護連盟専務理事
	橋 本 俊 哉	立教大学教授
	益 子 保	益子温泉調査事務所代表
	八 尾 明	(公社)東京都猟友会会長
	山 田 晋	東京農業大学教授
	山 中 勤	筑波大学教授

* 委員27名 * 臨時委員16名

東京都自然環境保全審議会規則

昭和 4 7 年 1 2 月 5 日
規則第 2 7 6 号

改正 昭和 5 5 年 1 2 月 1 日規則第 1 7 3 号
平成 1 2 年 3 月 3 1 日規則第 2 0 1 号
平成 1 3 年 3 月 2 9 日規則第 4 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東京における自然の保護と回復に関する条例
(平成 1 2 年東京都条例第 2 1 6 号)第 1 2 条第 9 項の規定に基
づき東京都自然環境保全審議会(以下「審議会」という。)の組織
及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がそ
の職務を代理する。

(部会)

第 3 条 審議会は、専門的事項に関する調査審議を分掌させるた
め、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを
定める。

4 部会長は、部務を掌理し、部会の調査又は審議の経過及び結果
を会長に報告する。

(招集)

第 4 条 審議会又は部会は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

(議事)

第 5 条 審議会又は部会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の
過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会又は部会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある
臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、それぞれ会
長又は部会長の決するところによる。

(補欠の委員の任期)

第 6 条 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の
残任期間とする。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会及び部会の議事及び
運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 5 5 年規則第 1 7 3 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 1 2 年規則第 2 0 1 号)

この規則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 1 3 年規則第 4 7 号)

この規則は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

東京における自然の保護と回復に関する条例（抜粋）

（平成 12 年東京都条例第 2 1 6 号）

改正 平成 14 年 3 月 29 日東京都条例第 6 3 号
平成 15 年 3 月 14 日東京都条例第 3 6 号
平成 16 年 10 月 14 日東京都条例第 141 号
平成 27 年 3 月 31 日東京都条例第 6 7 号
令和 6 年 10 月 11 日東京都条例第 146 号

（東京都自然環境保全審議会）

第 12 条 自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 51 条第 1 項の規定に基づき、都における自然の保護と回復に関する重要な事項を調査審議するため、知事の附属機関として、東京都自然環境保全審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、知事の諮問に応じ、自然の保護と回復に関する次に掲げる事項を調査審議する。

一 施策の方針に関すること。

二 第 17 条第 1 項の保全地域及び第 18 条第 1 項の保全計画に関すること。

三 第 39 条第 1 項の東京都希少野生動植物種及び第 43 条第 1 項の東京都希少野生動植物保護区並びに第四十四条の保護増殖事業に関すること。

四 第 47 条第 3 項(第 48 条第 3 項及び第 49 条第 3 項において準用する場合を含む。)の許可に関すること。

五 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)及び温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)の規定によりその権限に属する事項に関すること。

六 東京都自然公園条例(平成 14 年東京都条例第 95 号)の規定によりその権限に属する事項及び自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 9 条第 2 項の国定公園に関する公園事業に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、重要事項に関すること。

3 審議会は、自然の保護と回復に関する重要事項について、知事に意見を述べることができる。

4 審議会は、28 人以内の委員で組織する。

5 審議会の委員の任期は、2 年とする。

6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

7 審議会の委員及び臨時委員は、都民及び自然の保護と回復について学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

8 審議会の委員及び臨時委員は、非常勤とする。

9 第四項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。